2　（略）

第二条～第十四条　（略）

（西湖地区内に係る基準の特例）

第十五条　西湖地区内において行われる規則第十一条第二十九項に規定する行為については、同項中「する。」とあるのは、「する。ただし、西湖地区内において平成三十年三月二十六日以前から行われている動力船の使用であって、西湖漁業協同組合の承認を得て行うものについては、この限りではない。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第十六条～第二十条　（略）

2　（略）

第二条～第十四条　（略）

（新規）

第十五条～第十九条　（略）

○東北地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第百三十六号県北都市計画道路事業三・四・六百四号中央線及び三・四・六百六号大笹北新井線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月二十九日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第百三十六号県北都市計画道路事業三・四・百十九号栄町大笹生線

三　事業施行期間　自平成二十三年八月三十日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年東北地方整備局告示第百五十二号の事業地のうち福島市南沢又字柳清水及び字桜内地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

東北地方整備局長　津田　修一

第1　起業者の名称　福島県

第2　事業の種類　一般国道294号改築工事（白河バイパス・福島県白河市東大沼地内から同市追廻地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　福島県白河市東大沼、南湖、栄町、蛇石、白井掛下、円明寺、本町、横町、田町、郭内及び追廻地内

2　使用の部分　福島県白河市東大沼、南湖、蛇石、白井掛下、円明寺、本町、横町、田町、郭内及び追廻地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県白河市東大沼地内から同市薄葉地内までの延長3.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道294号改築工事（白河バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道294号改築工事（白河バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、起業者である福島県は、本件事業について、国土交通大臣の認可を受けたと見なすことができる、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道294号（以下「本路線」という。）は、千葉県柏市を起点とし、福島県白河市を経由し、会津若松市に至る総延長239.8kmの主要幹線道路である。

本路線は、白河市の中心市街地を南北に通過し、一般国道4号へ至る路線であり、地域住民の通勤、買い物等の日常生活に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が多数存在するほか、交通事故も多発しているなど、幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年9月及び平成29年11月に、任意で大気質及び騒音の影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、建設機械の稼働に伴う騒音について法令に定められた規制基準を超える値が見られることから、起業者は、防音シートの設置等の保全措置を講ずることとしている。